

福岡県医発第 1651 号 (総)

平成 19 年 12 月 14 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

「血液製剤の使用指針」の一部改正について

標記の件について、日本医師会より通知が参りましたのでお送りいたします。

今般、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条第 9 項に基づき、平成 19 年 11 月 13 日付けで、日本赤十字社が製造販売する人血小板濃厚液について、その有効期間を 72 時間以内から 4 日間にする事とする承認事項の一部変更承認がなされたことに伴い、「血液製剤の使用指針」の参考 16 中「有効期間は採血後 72 時間以内である。」を「有効期間は採血後 4 日間である。」と改めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



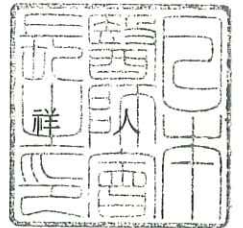
日医発第 827 号 (地 I 148)

平成 19 年 12 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



「血液製剤の使用指針」の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局長より都道府県知事に対して標記通知が発出されるときともに、本会に対しても通知がなされました。

本件は、平成 17 年 9 月 6 日付厚生労働省医薬食品局長通知「「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の改定について」(日医発第 512 号(地 I 105)平成 17 年 9 月 20 日「「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の改定について」で通知済)の別添 2「血液製剤の使用指針」の参考 16 中「有効時間は採血後 72 時間以内である。」とあるのを「有効期間は採血後 4 日間である。」と改めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しましてご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

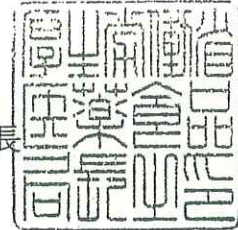


薬食発第1128003号

平成19年11月28日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局長



「血液製剤の使用指針」の一部改正について

血液行政の推進につきましては、平素より多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、貴職におかれましても、血液製剤の使用適正化について特段の御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。



薬食発第1128002号
平成19年11月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

「血液製剤の使用指針」の一部改正について

血液製剤の使用適正化については、平成17年9月6日付け薬食発第0906002号厚生労働省医薬食品局長通知「「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の改定について」の別添2「血液製剤の使用指針」により示してきたところである。

今般、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第9項に基づき、平成19年11月13日付けで、日本赤十字社が製造販売する人血小板濃厚液について、その有効期間を72時間以内から4日間にする事とする承認事項の一部変更承認がなされたことに伴い、「血液製剤の使用指針」の一部を下記のとおり改正したので、御留意の上、貴管内の医療機関及び関係団体、日本赤十字社血液センター及び市町村に対し、周知徹底をお願いする。

記

1 改正の内容

参考16中「有効期間は採血後72時間以内である。」を「有効期間は採血後4日間である。」に改める。